

令和 5 年 12 月 11 日

令和 5 年度栃木県議会  
第398回通常会議追加議案(1)

令和5年度栃木県議会 第398回通常会議追加議案（1）目次

追第1号議案	令和5年度栃木県一般会計補正予算（第4号） .....	3
追第2号議案	令和5年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第1号） .....	15

## 追第1号議案

### 令和5年度栃木県一般会計補正予算（第4号）

令和5年度栃木県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,947,030千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,039,709,030千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

**第2条** 繰越明許費の追加、変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

**第3条** 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

**第4条** 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和5年12月11日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		144,500,000	207,808	144,707,808
	1 地方交付税	144,500,000	207,808	144,707,808
7 分担金及び負担金		4,003,301	795,414	4,798,715
	1 負担金	4,003,301	795,414	4,798,715
9 国庫支出金		137,194,912	24,506,808	161,701,720
	1 国庫負担金	45,452,362	14,891	45,467,253
	2 国庫補助金	90,560,690	24,491,917	115,052,607
14 諸収入		187,177,523	41,000	187,218,523
	7 雑収入	6,806,027	41,000	6,847,027
15 県債		74,609,000	15,396,000	90,005,000
	1 県債	74,609,000	15,396,000	90,005,000
歳 入 合 計		<b>998,762,000</b>	<b>40,947,030</b>	<b>1,039,709,030</b>

歳 出					(単位千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
2 総 務 費		42,558,073	449,200	43,007,273	
	1 総 務 管 理 費	22,039,471	2,500	22,041,971	
	2 企 画 費	6,134,281	446,500	6,580,781	
	6 防 災 費	1,295,806	200	1,296,006	
3 民 生 費		115,549,239	1,177,880	116,727,119	
	1 社 会 福 祉 費	68,311,869	1,048,818	69,360,687	
	2 児 童 福 祉 費	40,967,788	105,081	41,072,869	
	3 生 活 保 護 費	3,815,330	2,054	3,817,384	
	5 県 民 生 活 費	2,435,470	21,927	2,457,397	
4 衛 生 費		99,504,700	516,318	100,021,018	
	2 環 境 衛 生 費	2,597,509	595	2,598,104	
	4 医 薬 費	36,436,763	515,723	36,952,486	
6 農 林 水 産 業 費		40,073,400	8,857,996	48,931,396	
	1 農 業 費	11,300,614	1,202,001	12,502,615	

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 畜産業費	5,208,383	2,108,121	7,316,504
	3 農地費	11,042,282	2,973,642	14,015,924
	4 林業費	11,720,782	2,548,132	14,268,914
	5 水産業費	754,104	26,100	780,204
7 商工費		174,824,542	959,520	175,784,062
	1 商工費	173,235,576	902,300	174,137,876
	2 観光費	1,588,966	57,220	1,646,186
8 土木費		90,878,028	28,546,211	119,424,239
	1 土木管理費	4,378,516	8,000	4,386,516
	2 道路橋りょう費	46,649,957	14,776,000	61,425,957
	3 河川費	28,836,202	12,439,011	41,275,213
	4 都市計画費	8,336,147	1,323,200	9,659,347
10 教育費		180,003,393	296,905	180,300,298
	1 教育総務費	24,892,974	222,101	25,115,075
	6 社会教育費	1,500,268	15,000	1,515,268

	7 保 健 体 育 費	5,156,137	59,804	5,215,941
11 災 害 復 旧 費		2,554,064	143,000	2,697,064
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,340,000	143,000	2,483,000
歳 出	合 計	<b>998,762,000</b>	<b>40,947,030</b>	<b>1,039,709,030</b>

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	3 農地費	農地整備事業費	1,164,000
		農村地域防災減災事業費	142,234
		水利施設整備事業費	1,545,596
	4 林業費	林業・木材産業構造改革事業費	1,800,718
		造林事業費	389,538
		少花粉スギコンテナ苗生産力強化事業費	876
		治山事業費	356,000
7 商工費	1 商工費	保安事業費	956,221
		中小企業経営力向上支援事業費	85,600
	2 観光費	自然環境整備交付金事業費	57,220
8 土木費	2 道路橋りょう費	快適な道路環境づくり事業費(補助)	300,000
	3 河川費	市町村川づくり助成費(補助)	61,000
	4 都市計画費	街路づくり事業費(補助)	1,155,000



款	項	事業名	金額
		魅力ある公園づくり事業費(補助)	110,000

## 2 変 更

(単位千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	道路保全事業費 ( 補 助 )	315,981	道路保全事業費 ( 補 助 )	6,576,981
		快適で安全な道づくり 事業費 ( 補 助 )	1,610,460	快適で安全な道づくり 事業費 ( 補 助 )	9,610,460
	3 河 川 費	安全な川づくり 事業費 ( 補 助 )	6,506,000	安全な川づくり 事業費 ( 補 助 )	15,989,000
		ダム施設保全事業費 ( 補 助 )	33,791	ダム施設保全事業費 ( 補 助 )	375,802
		砂防施設づくり 事業費 ( 補 助 )	80,000	砂防施設づくり 事業費 ( 補 助 )	1,879,000
	4 都 市 計 画 費	土地区画整理事業 助成費 ( 補 助 )	302,535	土地区画整理事業 助成費 ( 補 助 )	354,535

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
治 山 事 業	令和6年度	375,000

第4表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備費	1,056,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	1,151,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
土地改良事業費	1,760,000	同上	同上	同上	2,592,000	同上	同上	同上
治山事業費	830,000	同上	同上	同上	1,007,000	同上	同上	同上
自然公園等施設整備費	316,000	同上	同上	同上	344,000	同上	同上	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後					
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法		
国庫補助道路事業費	11,813,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	18,500,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。		
国庫補助河川改良費	8,381,000	同	上	同	上	13,375,000	同	上	同	上
国庫補助砂防費	967,000	同	上	同	上	1,861,000	同	上	同	上
国庫補助街路事業費	1,946,000	同	上	同	上	2,468,000	同	上	同	上
公園緑地整備費	184,000	同	上	同	上	239,000	同	上	同	上
直轄道路事業負担金	1,958,000	同	上	同	上	2,173,000	同	上	同	上
直轄河川事業負担金	1,736,000	同	上	同	上	2,115,000	同	上	同	上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄砂防事業負担金	1,075,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	1,450,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
直轄災害復旧事業負担金	100,000	同 上	同 上	同 上	243,000	同 上	同 上	同 上

## 追第2号議案

### 令和5年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第1号）

（総則）

**第1条** 令和5年度栃木県施設管理事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

**第2条** 令和5年度栃木県施設管理事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第2款 ゴルフ場事業収益	34,000千円	2,500千円	36,500千円
第3項 特別利益	千円	2,500千円	2,500千円
	支	出	
第2款 ゴルフ場事業費用	29,000千円	2,500千円	31,500千円
第3項 特別損失	千円	2,500千円	2,500千円

（他会計からの補助金の補正）

**第3条** 予算第9条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

物価高騰対策のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,500千円である。

令和5年12月11日提出

栃木県知事 福田 富一